

議会活性化特別委員会会議録

- 1 日 時 平成30年1月30日(火)
会議時間 10時00分開会 11時28分閉会
- 2 会議場所 役場3階第1委員会室
- 3 出席議員 委員長 : 原 紀夫
副委員長 : 桜井崇裕
委 員 : 北村光明、高橋政悦、佐藤幸一、安田 薫
議 長 : 加来良明
- 4 事務局 事務局長 : 佐藤秀美、係長 : 宇都宮学
- 5 説明員
- 6 議 件
(1) 議員定数、議員報酬、委員会の所管、委員任期、政務活動費の導入について
(2) 議会委員会条例の一部改正について
(3) その他
- 7 会議内容 別紙のとおり

(1) 議員定数、議員報酬、委員会の所管、委員任期、政務活動費の導入について

委員長 (原紀夫) : おはようございます。新年度に入り、初めての議会活性化特別委員会を開会する。既に議員定数と議員報酬等については、前々回、前回と2回にわたり委員の皆さんの考え等を聞いた。前々回の委員会では、定数等については、北村委員・桜井委員・佐藤委員・安田委員については現行のままで良いとのことで、高橋委員については今まで通りの活動であれば半分でもいい、積極的に活動するのであれば現状以上だという話があった。報酬等については、北村委員は引き上げに賛成だが政務活動費でもいい、桜井委員は引き上げに賛成、佐藤委員は2倍に引き上げ、安田委員は政務活動費を含めて50万円くらい上げたらいいのではないかと話が出てきた。高橋委員からは今までのような活動であればそのまま、積極的に活動するならば倍以上でも足りないくらいという話があった。前回の委員会では、報酬については、佐藤委員からは若い専門職のために引き上げ、安田委員からは、1・2割アップ、北村委員からは職員の初任給より高い水準、桜井委員からは365日公務で日数に応じて算定、高橋委員からは町を変えるために活動する方には多く支払うシステムへという意見があり、「議員報酬(月額)『十勝標準』の試算」及び「浦幌町『議員のなり手不足の検証』」の資料も配付し、町民等に説明できるような報酬に向けて各委員が根拠等を考えてくることになった。いずれにしても、議員報酬を上げることについては、町民の理解は不可欠なものである。議会としてこういうかたちで引き上げをしたいと全員協議会に諮り、了承していただいた後、別な方法で町民周知をし、納得してもらうことが非常に重要なことになるのだろうと思っている。従って、過去平成28年・29年の2年間の活動実績に基づき、「清水町議会議員報酬の試算」を事務局につくっていただき、皆さんに配付している。これを事務局から説明をしていただき、順次進めていこうと思っている。まだまだ活動は少ないのかなと思っていたところ、結構他町村に負けず、うちの議会もやっているのではないかと見受けたりする。今日の会議は午前中で閉じたいと思っているが、広報広聴常任委員会を設置することについて、議会活性化特別委員会委員が提出者・賛成者となって3月定例会に議会委員会条例改正案を提出しなければならない。これについては早急に進めなければならない事案なので、皆さんの意見を聞き、まとめて終えたいと思っているのでよろしく願います。

宇都宮係長 : 資料「清水町議会議員報酬の試算」について説明。

委員長 : 「清水町議会議員報酬の試算」について説明をいただいた。こういう場合にはこういう額になるということで、いろいろなケースで試算されている。今説明をいただいた中で疑問点や聞きたいことがあればお願いしたい。

桜井委員 : 現状の中ではこういう算定方法だと思う。報酬を倍にするかどうかとなると、違つかたちの中だと思う。標準の試算においては、今の段階ではこういう方法だろうと認識した。

北村委員 : 十勝標準というのをある程度横にらみした中で、活動実績のところをベースにして考えていくのはいいかなと思った。

委員長 : いろいろな算出方法があるが、町民に説明をして1番納得してもらえるのは、わが町の議会活動に照らし合わせてこうだとしたほうが良いということか。

北村委員 : そのとおり。

委員長 : ほかにあるか。

安田委員 : 浦幌方式の例が出ているが、鹿追町議会で近々報酬が上がるが、その辺の資料は参考にしなかったのか。

佐藤局長 : 鹿追町議会の根拠は管内1万人以下規模で1番上を目指す内容となっている。芽室町の議員報酬を横にらみしながら設定したということで、前回の委員会で説明させていただいている。

委員長 : 鹿追町については事務局が説明したように管内のトップクラスを目指し、芽室町を参考にしているという話を前回しているのでご理解を願いたい。

佐藤委員 : 試算についてはこんなものだと思うが、今議会議員で活動している方は高齢者がたくさんいる中で、子育て世代の若い人の声も聞かなければならないという気持ちを持っている。そういった中で子育て世代の人が出てくるには報酬が足りないと思っている。報酬を値上げいただきたい。

委員長 : 佐藤委員に聞くが、若い世代に報酬を上積みしないと出る人がいないというのは、常々佐藤委員が言われていて理解しているが、若い世代にだけを上げて高齢者を含めたほかの議員は上げないと

いうことではなく、全体を上げるという理解をしているのか。それと、以前から言っているように倍くらいということになるのか。

佐藤委員：そのとおり。金額は計算をしていないのでわからないが、倍くらいは必要ではないかという気がしている。

委員長：そのことを町民に説明し、納得してくれると佐藤委員は理解するか。

佐藤委員：納得してくれるかどうかはわからないが、こういうことで必要だということは申し入れたいと思う。

高橋委員：「清水町議会議員報酬の試算」の資料についてはよくできた資料だと思うしとてもわかりやすく、町民に説明する時もこの資料から攻めるのもありかなという気がする。ただ、今佐藤委員の言われた子育て世代の件については、既に配付の資料にあるが、総務省の「町村議会のあり方に関する研究会」が3月に公表予定の報告書に絡んでくる。この内容がどう決まるか分からない話だが、どんな雇用者も例えば自分の社員が議員になりたいと言ったら、それを妨げることができないという法律になりそう。要するに、子育て世代の人が議員になるとしたら、その人が活動しやすい時間帯に議会を設定するとか、そういう運用例まで出ている。それを絡めて、要するに兼業が認められて、誰も妨げることができないような法律になりそうな雰囲気が研究会の結果として出されそうなので、そちらを見据えてからの話にしたほうがいいのではないかという気がする。

委員長：今高橋委員から話があったのは、「町村議会のあり方に関する研究会」というのが総務省で進められていて、それが今年の3月に出てくるのではないかということ。一連の流れの中でそういう世代を含めて業界のほうで安心して出せるような方法と言われているが、私はまだ全体を見ていないが、全国ベースの制度化は、今年中にはなかなか難しいのではという気がしている。今高橋委員が言われたように、そういうことも頭に入れてということになると、今皆さんといろいろ検討していることを中断し結果が出るまでそのまましておくのか、結果が出てから再度協議をするのか。このことについて高橋委員はどういう考えなのか。

高橋委員：公表されているのは今年3月に公式発表するという。要するに、国会で検討するベースを3月に報告するという話のようだが、それを踏まえ国会で話し合いをしても1年やそこらは必ずかかると思うので、それを見据えてということになる。ただ、国会でこの部分はだめという話には内容的になりづらいというか、これでいけるのではないかということで、勘で何の根拠もなく言っているが暮れぐらいに決まるのではないかという気がする。その発表されたものをベースに選択肢がいくつもあると思うので、そこを踏まえてから今回出てきた資料も合わせて再度やっていくのがいいのか。総務省でやっている研究会の報告内容によっては、この委員会で検討していることが変わってきてしまうので、3月までこれは保留にし、これが出た段階で再度検討し直していくタイムスケジュールがいいのではないかという気がする。今小さい範囲で物事を捉えると今までやっていたことが無駄になりかねないので、3月まで待つべきではないかというのが私の意見。

委員長：皆さん今高橋委員が言われたことを理解できたか。一昨年の6月から数多く皆さんの意見を聞いて今に至っている。そのことが全面的に変わるような方式を国が示して、それがかたちになるのはどのくらいかかるかは誰もわからないが、今高橋委員からは3月に報告書が出るまで検討を止めておいて、その後その報告書と合わせて検討したらどうだという話があった。そのことについて意見を聞かせてほしい。

桜井委員：基本的にはそれでいいと思うが、試算の基本となる今現在70万円という町長の給与が今後上がるのか上がらないのか、特別職報酬等審議会がどういう考え方を持っているのかということのある程度調査することが必要だと思うし、議会のいろいろな試算が町の財政に対してどのくらいの位置を占めているのかも調査しなければいけないと思う。

北村委員：佐藤委員、高橋委員、桜井委員の話聞いていて思うのだが、若い子育て世代の議員をつくるには、単に議員報酬だけの問題ではないと言われたと思うし、国の動向なども見ながら考えるべきだと思う。兼職禁止の緩和となると、法律で決める際にもいきなりはできないので努力目標などになってくると思う。例えば企業からそういう人を出すとなると、企業にとって利益があるかないかということで政策誘導的な一種のロビイストみたいな議員が出来上がってしまう可能性もある。簡単に決まらないうちは私を感じている。子育て世代ということであれば、どのくらいの報酬が妥当なのかという数値をどのように決めるのか。その辺を佐藤委員はどう考えているのか聞かせていただきたい。

委員長：佐藤委員、数字はないか。

佐藤委員：ない。

安田委員：高橋委員の意見に賛成。だが、まだまだ1つも題目に載っていないが、どのようなことが入るかなどまるっきり白紙で出発するのか。国の総務省の見解は。

高橋委員：この資料に載っているとおりいろいろなことが決まっている。先ほど北村委員が心配していた兼職について、例えば企業関係から議員が出た時に明らかに政策誘導的な予算確保などの決を採るときは、その人は外すという項目まで決まっておき、その人は一切採決には加われないことも書いてある。結構細かく決まっていて、正式に報告するのが今年3月と毎日新聞に載ったという話。この研究会の活動は報告して終わりだから、このあとは国会でやるかたちになる。報告書がオープンになった段階でそれを踏まえていろいろな検討をしていったほうが、報告書が出る前に予想でやるよりはいい気がする。

安田委員：新得町である企業に入っている人が議員になっている例もある。昔は清水町でもあった。企業の専務だとか役職のある人。報告書がしっかりと出た中で、検討していったらいいと思う。

委員長：今進めていることを中断して、総務省の案が出て町村に降りてきてからという考えでよいということか。「清水町議会議員報酬の試算」の件について今一連の説明を受けたが、来年議員選挙があり任期中に結論を出さないとかたちとして現れないものなので、その辺を含めてもう少し皆さん心配してほしいと思っている。こういうことを含めてどうしたらいいか考えてほしい。

北村委員：今委員長が懸念されている部分において私の理解でいくと、若い世代が議員として生活できるような議員報酬を確保する問題については、国の動向などもあるので、高橋委員が言うようにそれが決まってから見たほうがいいのか。当面は十勝標準や活動に基づいた議員報酬の議論を深めていくことをやっていけばいいのではないかと私は理解したがそれでいいか。

委員長：今のまま進めていくということでもいいのか。

北村委員：はい。

委員長：高橋委員は、今北村委員の言った考え方とは違うか。

高橋委員：はい。

委員長：総務省の案が出るまで中断をした場合、その案が例えば3月がちょっとずれ込んで5月や6月になったりすると、そのあと先に進まないで大変な目に合うという心配をしている。今まで特別委員会が相当努力をしたものが進まなくなると、私の立場もないと思ったりしている。それも頭に入れて1番良い案を皆さんから示してほしいと思う。総務省では議員報酬をこういうふうに決めべきだとかは言っているのか。

高橋委員：この資料をよく読んでもらえばわかるが、この委員会が今検討している中身を揺るがすような内容。議員は専業と今まで通りという2通りがあり、そのどちらかを選択しなさいという話。非常勤議員か常勤議員かの制度改正案のイメージ図があるが、まだ正式発表ではない。こういう案があるので、うちが今まで通りでいいと選択していいのかどうか。せめてこれが発表になるまでは保留してはどうか。議会活性化特別委員会もまだまだ検討することはある。3月までに急いで何かをしなくてはいけないという話題でもないし、こういう状況なので発表になるまでは保留しておきましょうということ。

北村委員：今までやってきたことは中断して、棚上げ状態にしてしまうということか。

委員長：それ以外にもやることがあるのではないかという意見。今検討している議員定数・報酬以外のことについて保留している間にやっていけばいいのではないかとやっている。

高橋委員：棚上げとかそういうことではなく、このあと議会活性化特別委員会でもう1回報酬について検討するとしても、3月まではあと1回ぐらいしかない。その1回を違う案件で検討してはという話である。3月に発表があったらすぐにこれに掛かればいいだけである。せっかくもうすぐ発表になって詳しい内容がわかる時期にあるのに、今すぐに予想の下で検討するのは違うのではないかという話。棚上げするとかそういう意味ではなく、少しだけずらしませんかということ。

委員長：1か月ずらしたほうが後々我々もやりやすいということで配慮してくれている。議長に助言をお願いしたい。

加来議長：議長会などが総務省にいろいろ提案してきたことの検討が始まったということで、無投票や定数の満たなかった議会が多くなり、浦幌町が提言したことなどが今検討されているところだと思う。今後進め方として高橋委員が言った制度が発表されたあと、しばらくまた総務省の中で議論が始まって国会に提出されるまでしばらくかかると一般的には思う。その中で今やれることを我々の任期の中で議論していけばいい。総務省の研究会の報告を前提にしてやるとまだ先のことになるという感じがする。報告はある程度打ち出されるかもしれないが、こうなるというかたちにまではしばらくかかるのではないか。例えば平成30年度中に法制化されることはないのかなど。年金制度も関

わってくるし、議論が始まっていろいろなまだ課題が出てくる段階かなと思う。任期中の議会の中で、定数・報酬は何が問題なのか、例えば佐藤委員が言うように子育て世代や女性が出られるような方法はどのようなふうにすればいいのか議論を深めた上で、総務省の研究会の方向が出てきたら、そこに照らし合わせながら議論を深めていくのがいいと思う。

委員長：議長は考えは中断するというのではなく、いろいろな課題について検討を続けていく中で新しい総務省の考えが出た時にはその時に協議したほうがいいという考え。総務省自治行政局行政課でやっている文章を見ても、全国を網羅しており、兼業の関係から各町村・議員の概況だとか投票率や立候補はどれくらいしているのかなど、ものすごい資料がある。それらを全部まとめて町村にこういう方法で実施してほしいと降りてくるまでに、いろいろな紆余曲折があるのではないかという気がしてならない。人口減少や高齢化などという中で、ある村では町村総会を検討していたところもあり、浦幌町が打診をして国も動いたりしている面があるので、今後間違いなく変わっていくとは思っている。今高橋委員が言われたように若干今議論している分については留め置いて、それ以外のことを検討したらよいか、議長から助言してもらったように本町議会としての課題への対応を検討したらよいか。国の制度が変わって若い世代が会社勤めから議員活動に振り変わっても、しっかりできるようになればいいが、そう簡単にいくのかなと私は危惧しているので、再度皆さんの考えを聞かせてほしいと思う。3月は定例会もあり、委員会を開催できる日程があまりないと思うので、高橋委員が言うとおりの1か月間様子を見て、その他の事案について1か月間いろいろ協議をすることにするか。事務局が作成した「清水町議会議員報酬の試算」は、報酬等についていろいろな視点から数字を出していただき良かったと思う。これがないと町民に説明がつかない。うちの議会はこういう活動実績があり、他町村と比較すると、うちの議会は最低でもこのぐらいのものは出さないといけないという話ができるので、これがあれば鬼に金棒だと私は思っている。そこに総務省の研究会の報告書が入ってきているので、それが出るまでの過程をどうするかということで、皆さんと協議をしているのだが。

北村委員：いずれにしても定数や議員に関しては、町民の率直な意見も聴かなければならないので、そういう場も設定しなくてはいい。状況説明の中で総務省で今こういう動きがあり、それを含めての話となると相当難しいと思っている。平成28年度・29年度の議員活動調査のデータも出ているので、それに基づいて町民に率直な意見を聴く場をくぐる中で、この問題も少しは見えてくると思うので、そのようにしたほうがいいのでは。いきなり倍額とかでいくと、物事が進まなくなるのではないかなという気がしている。

委員長：今北村委員が心配しているのは、町民に説明をするにあたり、今まで私たちがこういう協議をしていたが、総務省の関係でこうなったということになると大変複雑になって、町民も何を言っているのかわからなくなると思う。

北村委員：今まで議論してきたことに基づいて、清水町議会として議会の活性化、町民の福祉向上のためにこうやりたい、議員報酬もこのように考えたいということを町民に提示して、意見をもらっていくことが大事かなと当面のところ思っている。

委員長：それは総務省の案が出てからの話か。

北村委員：それを含めての説明は難しいと思うから、今までのものを町民に率直に聴いたほうがいいと思う。

佐藤局長：町民の意見を聴くのは最初の議論の中で議長から助言があったように、ある程度議会としての方針を持った中で町民の意見を聴くという中で議論を進めてきたと思う。あくまでもこの委員会の中で議論を詰めていって、案などを持った中で町民の意見を聴いてはどうかという話だったと思う。

委員長：まだ固まっていない意見を持って町民に意見を聴いて持って帰ってきて、またぐちゃぐちゃになることは私も避けたいと思っている。そこにこの総務省の分が絡んできていて、ここをうまくクリアして1か月くらい肝心なところは止めて置いて別な事案で進めていき、報告書が出た段階でこれは相当先の事案になるということになれば、どのような決め方になるのか。

加来議長：今この報酬をどうするかについて話をしているが、例えば倍にしたらいいいのなら、どうして倍にしたらいいいのか、今清水町の中で議員に立候補してくれる人が少ないのはなぜなのかとか、そういう課題を拾い上げていくことで方向性も見えてくるのではないかな。その中できっと総務省が今提案していることも含めて、なり手不足の課題が見えてきて、その中で報酬をどうしたらいいのかなという方向が見えてくるのではないかなと思う。そういうところに総務省のもの絡んでくると思う。棚上げとかそういう表現ではなく、そこにいく過程で清水町の現状を分析し、問題点を拾う話し合いが必要ではないか。掘り下げていくと何か見えてくるのかなと感じる。

委員長：今議長に助言をしていただいたが、別な課題でいろいろ掘り下げて考えなければいけないものも

相当ある。佐藤委員は倍と言っているが、何で倍にしなければならないのか。高ければ来るという単純なものでは説明がつかないので、そういうことを含めてこれから掘り下げて、議論していく過程の中で総務省の案が出てくる。その時にそれも一緒に合わせて考えるかたちになると思うが、そういうことでよろしいか。

桜井委員：清水町議会の活性化のためにどうあるべきかという議論から始まっていて、議員報酬もその1つ。最終的には住民の意見を聴いて決めると思うが、この委員会の中でも上げたほうがいいのか倍にしたほうがいいのかいろいろ意見があるが、町民に問う際には一本化した特別委員会の考え方を持っていないか。倍にしたほうがいいのか3倍にしたほうがいいのかという聞き方はできない。全員協議会に諮る際にもそう。今清水町議会を活性化するために、過去何回か選挙していただけたかを議論していかないと説明するのも難しいのではないかなと思う。

北村委員：一番最初に申し上げたように、清水町議会の活動実績に基づいて出した試算に基づき町民に提示して諮るということで進めていってはいかがいか。議員報酬の議論を一旦止めてほかの議題を議論することは必要ないのではないかな。

委員長：今のまま議論を続けていったほうがいいのか。議論を続けていって総務省の案が3月末に出たとして、清水町議会に当てはめた時に異質のものが出た場合はどうするか。

北村委員：法規制に関わる問題で、それに従わなければならないものは議会もそれに基づき進めざるを得ない。そういう状況の中で、例えば住民なり企業なりが社会に対して求めるものがあつたら、それは一定程度の時間をかけての浸透は必要だろうと私は認識している。

高橋委員：北村委員はこれを基に結論をいつ出すつもりなのか。

北村委員：今年の3月。

高橋委員：早く終わらせたいのか、すぐ結果を求めるのか。僕は、この報酬に関してこのあと時間をかけて、任期中に方向性が決まればよいと思っている。3月発表されるという総務省の研究結果を見ずして、結果を求めるのか。3月まで待てば出るのにそれを無視してすぐに結論を出したいのか。この情報は我々だけではなく、町民も国民も皆持っている情報。こういう話が総務省でされているのに今結論を出すのか。議員報酬については、来年の新しい議員のための話なので、時間はあるのではないかな。3月末までこの話はちょっと待ってほしいという話だけでいいのではないかなという気がしている。

安田委員：北村委員が言ったように3月に出すということではないが、僕はこの件の検討はずっと続ける問題はまだまだあると思う。3月に、法律など国で決めたことに関するものがあつたらその時点で見ればよいのでは。

委員長：現行のとおり続けていくと。続けていく中で総務省の案がいろいろ出てきた時には、皆さんで相談をするということか。

安田委員：はい。

佐藤委員：議会活性化ということなので、そのためには議員報酬も上げなければならない。それでないと若い人たちは出てこれないという考えを持っている。3月に報告書が出るが、本委員会としては本町議会の問題をここで取り上げて終わらせたほうがいいのかと思う。

委員長：安田委員が言ったかたちで良いということか。

佐藤委員：はい。

委員長：北村委員に尋ねる。高橋委員の言われたことについて何か意見あるか。

北村委員：私は3月中・4月中に決めてしまうということではなくて、今の任期中に結論を出さなければならないと思っているので、任期中に決めればよいというような状況ではないと思っている。少なくとも4月・5月くらいには特別委員会として最終的な結論は出さなければならないと思っている。

桜井委員：全体的に通せばそうだと思う。今総務省の研究会報告が目の前にあつて報酬の議論を中断するとした場合、その間委員会を開いても1・2回の開催だろう。その間、中断して違うことを検討するのなら何を議論するのかを明確にしておくべきだと思う。

委員長：一連の議会改革に課せられた課題は、広報広聴常任委員会以外については新しい議会の体制の中から生かしていく事案を今協議していただいているので、期間があるのかないのかということになると、9月・10月ぐらいにはまとめなければならないだろうと私は考えている。今北村委員が言われた4月・5月というのは、議会が考えていることはこういうことだと全員協議会に諮る了解が出た段階で、町民にどうやって訴えて納得をしてもらうかということかたちも含めると、なかなか4月・5月にはいかないという感覚でいる。当然皆さんと考えていることは大差がないが、それを踏まえていくと、高橋委員が言うとおおり、1か月やそこらは、ちょっと緩くしてもいいのかなという気は

している。

安田委員：それで進めるべきだと思う。

桜井委員：緩くするというのは

委員長：今現実に議員報酬について議論しているが、今言っている総務省の案が出るまで、協議を差し置いて別の事案で進めていくということ。そうしないと先に進まない。我々の仕事というのは全員協議会にも諮らなければならないし、いろいろ面でクリアしなければならないものが相当数あるので、のん気にも構えてられない。

北村委員：総務省が出しているこの資料を含めて、少し勉強してみたいと思うので、今日は休会にしたらいいのではないかと。

委員長：北村委員からそういう提言があるが、持ち帰っていただいてじっくり読んでということでもいいが、どうするか。

桜井委員：ただ、広報広聴常任委員会というのを1つ増やすようなかたちの中で、今13人という基本の中で委員会をつくり、議員定数は今まででいいという認識だが、議論の中で定数を下げることになれば整合性が取れないと思う。議員定数が少ない中で、議員の活動もかなり増える。そういったことも議員報酬に結びついてくるとも思うので、そういったものの整合性を持っていかないと議員報酬1つだけでは言えない部分もあると思う。

委員長：総務省の資料を持ち帰って、じっくりと目を通していただき、自分なりにしっかりと判断して次回の委員会でいろいろと聞かせてもらうことにしたいと思う。これから先はもう1つ残っている議会委員会条例の一部改正について、事務局に説明してもらってから考えを聞いて決めて終わりにしたいと思うので、若干休憩する。

【休憩 11：07】

【再開 11：15】

(2) 議会委員会条例の一部改正について

委員長：再開する。先ほど言ったように、広報広聴常任委員会の設置のため、委員会条例を一部改正する必要がある。事務局に説明してもらい内容を確認したいと思う。

佐藤局長：清水町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）の資料について説明。

委員長：新たに広報広聴常任委員会を設けることになり、これに関連して委員会条例第2条に、新たに(3)の広報広聴常任委員会の名称・定数・4項目の所管の項目を入れる。

広報広聴常任委員会は6人で構成されるが、委員の選任方法についても協議を行いたい。広報広聴常任委員は総務産業と厚生文教常任委員と重複になるので、2つの委員会からそれぞれ同数となるように3人ずつ出してもらうことにしてはどうか。

北村委員：厚生文教と総務産業常任委員会から同数の委員を出して広報広聴常任委員会を構成することについて賛成する。

委員長：ほかの委員の皆さんもそれでよろしいかと。

(よろしいとの声あり)

委員長：そのように取り計らう。

議員報酬の議論でも議会活性化特別委員は対価がないとの発言があった。議員間の活動量を平均化するために、議会運営委員以外を広報広聴常任委員に選出したほうがいいのではないかと。1人3つも兼ねるということではなく、バランスが良くなるのではないかと。このことについてはどうか。

北村委員：言っている意味は、総務産業・厚生文教常任委員会と広報広聴常任委員会の兼務あり得るが、そのほかに議会運営委員を兼ねるといふことにはならないということかと。

委員長：そういうこと。

北村委員：広報広聴と議会運営委員会を分けて、兼務しないようにするということかと。

委員長：そういうこと。よろしいかと。

(よろしいとの声あり)

委員長：そのようにする。

佐藤局長：説明漏れがあった。委員会条例の改正文の中で、この条例は平成30年3月12日から施行するとしているが、委員会条例については3月定例会初日の3月6日に条例を提案して改正を行いたいと思う。併せて平成29年度分の広報広聴常任委員会の委員長報酬についても補正予算の中で提案し

ていただける。新年度予算も初日に特別委員会に付託になるので、その前に委員会条例の改正をしたいと思う。条例改正が議決された後には町長が公布するという行為が必要になる。議会から改正条例を通知した後に町長が公布する。公布することによって条例の効力が発生するが、施行期日を3月12日としたのはその後の本会議が、今のところ3月6日開会して次の本会議が3月12日の予定なので、3月12日の朝一で広報広聴常任委員の選任を行ってはどうかということで、3月12日からの施行と考えている。

委員長：事務局から施行期日について説明があったが、よろしいか。

(よろしいとの声あり)

委員長：今日協議する項目についてはこの程度にして、次回の委員会開催日を決めたいと思う。併せて必要な資料があれば提示をお願いしたい。

(委員から都合の悪い日程の報告あり)

委員長：皆さんから示していただいた日程を考慮して事務局と調整したいと思うので、よろしく願います。

(3) その他

委員長：その他として皆さんから何かあるか。

(なしとの声あり)

委員長：今日の特別委員会を閉じる。